

# 平成30年不正競争防止法の改正

——限定提供データの不正取得等に対する救済措置の創設——

フェアトレード委員会  
第 1 小委員会\*

**抄 録** (1) データ利活用促進に向けた制度, (2) 技術的な制限手段による保護, (3) 技術的な営業秘密の保護を目的とした「不正競争防止法（以下「不競法」という）の一部を改正する法律」が平成30年5月23日に成立しました。本稿では, (1) の内容について保護客体, 保護される類型等について仮想事例を交えながら解説します。

## 目 次

1. はじめに
2. データ保護に関する法制度
3. 保護客体となるデータ
4. 規制対象行為
5. 著しい信義則違反の類型
6. 救済措置
7. おわりに

## 1. はじめに

IoTやAIの普及に伴い、企業の競争力の一つとしてビッグデータ等のデータの付加価値が増えています。これまでデータは個々の企業内において独自に管理し利活用されてきましたが、近年、多種多様なデータがつながることにより新たな価値を創出する産業社会“Connected Industries”の推進に向け、安心してデータ利活用ができる環境整備が検討されてきました<sup>1), 2)</sup>。

このような状況を受け、データの流通保護等を目的とした改正不競法が平成30年5月23日に成立し、令和元年7月1日に施行されました。本稿では当該改正について紹介します。

## 2. データ保護に関する法制度

データ保護に関する法的手段や救済措置として、表1に示す(1)特許法, (2)著作権法, (3)民法, (4)不競法(営業秘密)が挙げられます。もっとも、これらいずれの手段でも、流通・利活用が期待されるデータを十分に保護することは困難です。以下に、それぞれ理由を説明します。

### (1) 特許法

データは単なる情報の提示であって「発明」には該当しないため、原則として特許法では保護されません。

なお、一部のデータ、具体的にはデータの有する構造によりコンピュータが行う情報処理が規定される「構造を有するデータ」又は「データ構造」は、「物の発明」に該当し（特許法第2条3項1号）<sup>3)</sup>、特許法で保護される可能性があります。非常に限定的といえます。

\* 2018年度 The First Subcommittee, Fair Trade Committee

## (2) 著作権法

著作権法で保護されるのは、思想又は感情を創作的に表現した著作物ですが、データは思想や感情を表現したものではなく、著作物に該当しません。

しかし一部のデータ、具体的には「データベースの著作物」(著作権法第2条1項10号の3)に該当する場合には、著作物としての保護を受けることが可能です。

## (3) 民法

民法では、一定の権利又は法律上保護される利益について損害賠償による被害回復が可能です(民法第709条)。データが対象であることは明文化されていませんが、裁判例<sup>4), 5)</sup>では、企業が費用や労力をかけて作成したデータを盗用し販売する行為について、法律上保護される営業上の利益を害するとされたものがあります。もっとも、原則として差止請求ができないため<sup>6)</sup>、その保護が十分とは言えません。

また民法の私的自治の原則の下、データ取引の当事者間で締結する契約により、データ流出時の損害賠償等に関する条項を定めることが可能です。しかし、契約は当事者間でしか効力を有さないため、当事者以外の第三者(不正取得者等)に契約に基づく損害賠償を請求できない

など、第三者に対する拘束力はありません。

## (4) 不競法(営業秘密)

営業秘密として不競法で保護されるためには、秘密管理性、有用性、非公知性が要求されますが、利活用の対象となるデータには公知の情報を集積したデータも存在しており、このようなデータは営業秘密では保護されないおそれがあります。なお、2019年1月に改訂された営業秘密管理指針では、「どの情報をどう組み合わせるかといったこと自体に価値がある場合は営業秘密たりうる」と言及されています。

## 3. 保護客体となるデータ

### (1) 「限定提供データ」の要件

改正不競法で保護されるデータは、価値あるデータのうち下記(i)~(iii)の要件を満たす「限定提供データ」です(改正不競法第2条7項)。

- (i) 限定提供性 データ保有者が、業として特定の者に対し選択的に提供することを予定しているデータであること。
- (ii) 電磁的管理性 データを取得しようとする者が、データ保有者の第三者に対する使用制限の管理意思を明確に認識できる程度に、適切な電磁的アクセス制御手段

表1 データ保護に関する法的手段・救済措置の比較

法的手段・救済措置	データの保護要件	データ保護における有用性	
特許法	自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの(特許法第2条1項)であり、データ構造がソフトウェアに準ずる場合	△	ソフトウェアに準ずるデータ構造であれば特許権として保護される可能性があるが、限定的
著作権法	思想又は感情を創作的に表現したもの(著作権法第2条1項1号)として、データベース(同第2条1項10号の3)としての保護要件(同条第12号の2)を満たす場合	△	情報の選択又は体系的な構成であるデータベースの著作物等、創作性が認められる場合は限定的
民法(損害賠償)	故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。(民法第709条)	△	差止請求は不可能だが、損害賠償請求は可能と解される(費用や労力をかけて作成した情報を盗用し販売する行為は、法的保護に値する営業上の利益を害する) 判例: 翼システム事件、ヨミウリオンライン事件、等
民法(契約)	当事者間の意思表示の合致により成立	△	当事者については拘束力を有するが、転得者等の第三者に対する拘束力は無い
不正競争防止法	(1)営業秘密 ①秘密管理性、②有用性、③非公知性 <b>(2)限定提供データ(平成30年改正)</b> <b>①限定提供性、②電磁的管理性、③相当量蓄積性</b>	○	左記保護要件を満たす場合は、法的保護が認められる

(ID・パスワード管理、専用回線の使用、データ暗号化、スクランブル化等)が施され管理されているデータであること。

- (iii) 相当量蓄積性 電磁的方法により蓄積されることによって価値を有することが認められること。価値の有無は「相当量」の判断において考慮され<sup>7)</sup>、量的な蓄積により有用性が生じる(取引価値がある)か否かにより判断されます。

なお、秘密として管理されているものは限定提供データからは除かれます。

また、「データ」には個人情報と非個人情報(例えば、機器の稼働データ)との分類や、機器の稼働データ(動作データ)と機器が置かれている状態のデータ(事業活動によらずとも発生しているデータ)との分類など、複数の分類や切り口で整理することが考えられます。その場合、整理の仕方によっては、複数の法規制を重疊的に受けることがある場合(例えば、不競法と個人情報保護法の重疊)にも留意する必要があります。

## (2) 「限定提供データ」の具体例

「限定提供データ」とは、主として、企業間で複数者に提供・共有されることで、新たな事業の創出に繋がりサービスや製品の付加価値を高めるなど、その利活用が期待されているデータと考えられます<sup>8)</sup>。具体的には、ビッグデータを念頭に、電子データの集合物の全部又は一部のデータであって、有用なものが想定され<sup>9)</sup>、「自動走行車両向けに提供する三次元地図データ」、「POSシステムで収集した商品毎の売上データ」、「化学物質等の素材の技術情報を要約したデータ」、「船主、オペレータ、機器メーカー等の関連企業がそれぞれ収集し共有している船舶運行データ」などが挙げられます<sup>10)</sup>。

## 4. 規制対象行為

不競法で規制される行為は図1に示す(1)不正取得類型(図①②③)、(2)著しい信義則違反類型(図④⑤)、(3)転得類型(図⑥⑦⑧⑧')の3類型があります。

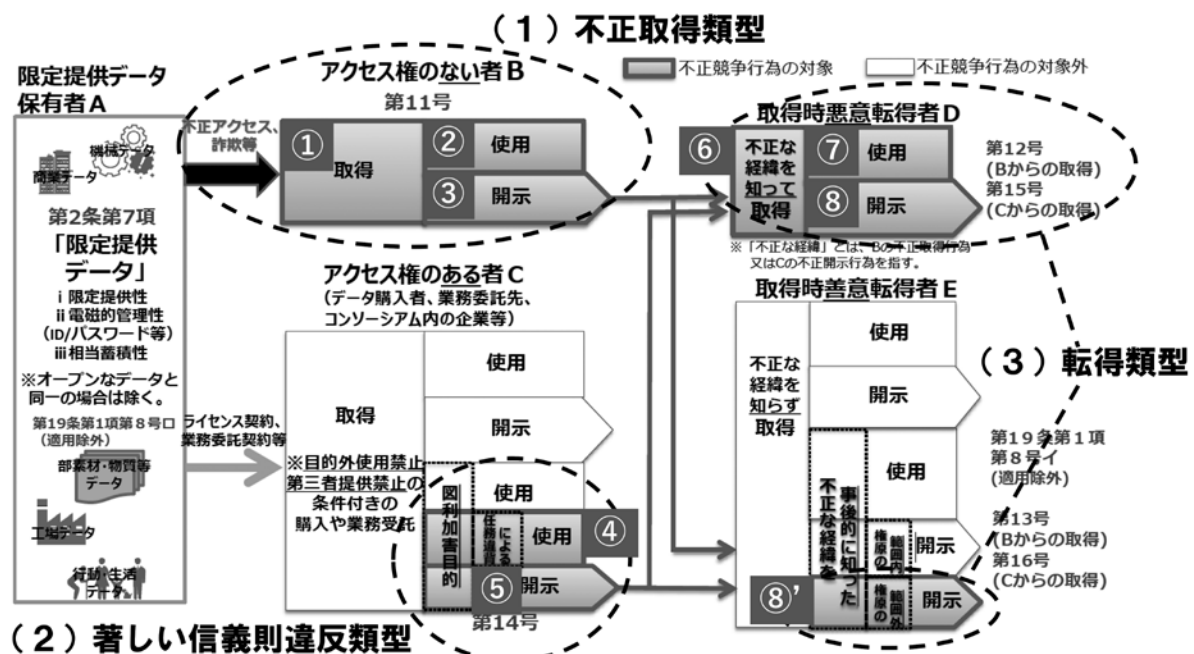


図1 限定提供データに係る不正競争行為類型<sup>11)</sup>

### (1) 不正取得類型

- ① アクセス権のない外部者が、データ保有者の管理を害する行為でデータを取得する行為です。
- ② ①で取得したデータを使用する行為です。
- ③ ①で取得したデータを第三者に開示する行為です。

①～③の例としては、3章に示す保護要件を満たす自動車走行データを保有する、自動車メーカーX社のデータベースに対して不正アクセスを行う行為や、X社のデータ管理施設への不法侵入等によって自動車走行データを取得する行為、その自動車走行データを使用する行為、第三者に提供する行為が挙げられます。

### (2) 著しい信義則違反類型

- ④ 目的外使用禁止や第三者提供禁止という条件でデータ提供者から取得したデータを自らが不正の利益を得る目的やデータ提供者に損害を与える目的(図利加害目的)で、かつデータの管理に係る任務に違反して使用する行為です。
- ⑤ ④と同様の条件で取得したデータを、図利加害目的で第三者に開示する行為です。

④、⑤の例としては、X社と業務委託契約(データ解析業務の委託等)を締結してデータ提供を受けているシステムサービス開発ベンダーY社が、当該契約で取り決めた目的(X社の自動車走行データを解析し、X社のためにデータを管理してX社用の自動運転システムを開発する目的)外使用禁止を認識しながら、X社のためにするという委託信任関係を裏切って、X社の競合である自動車メーカーZ社との自動運転システムの共同開発にX社データを転用する行為や、当該契約で取り決めた第三者提供禁止に反して、Y社がZ社にX社データを開示する行為が挙げられます。

### (3) 転得類型

- ⑥ 不正行為(①、⑤等)が介在したことを知った上で当該データを取得する行為です。
- ⑦ ⑥で取得したデータを使用する行為です。
- ⑧ ⑥で取得したデータを第三者に開示する行為です。

⑧'データ取得時に不正行為の介在は知らなかった者が、取得後にそれを知りその上で第三者に開示する行為です。なお、不正行為の介在を知った後で、知る前の契約の権限の範囲内で開示する行為は適用除外(⑧'非該当)です。

⑧の例としては、上記(2)のように、Y社が、X社との間の第三者提供禁止義務に反しZ社に対してX社データを提供したところ、その後Z社がY社の不正行為(XY社間の第三者提供禁止義務違反)を知りながらも、自動運転に対する保険サービス事業化のため、さらにそのX社データを保険会社W社に開示することが挙げられます。なお、もし自動運転に対する保険サービス事業化のためのデータ活用が、Y社との共同開発契約の権限内である場合には、W社へのX社データ提供行為は本類型に該当しません。

また、⑧'の例としては、Z社がY社からX社データを取得し(その際には、Y社がX社との間の第三者提供禁止義務に反していることをZ社は知らない)、その後Y社の第三者提供禁止義務違反をZ社が知った場合において、Y社との共同開発契約の権限外でZ社がW社に開示することが挙げられます。

## 5. 著しい信義則違反の類型

不競法第2条第1項第14号は、限定提供データを保有する事業者(以下「データ保有者」という。)から限定提供データを提供された場合に、図利加害目的で①限定提供データを使用する行為(限定提供データの管理に係る任務に違反して行うものに限る。)、又は②開示する行為

を不正競争として規制しています（これらが、いわゆる「著しい信義則違反類型」<sup>12)</sup>です）。

図利加害目的とは、自らに権原がないことを知りながら、不正の利益を得る目的又は限定提供データ保有者に損害を加える目的であり、公序良俗又は信義則に反する態様で、自己又は他人の金銭、名誉、満足等を得る目的、データ保有者に有形無形の不当な損害を加える目的等がこれに当たるとされています<sup>13)</sup>。

また、①使用行為は、任務違反が前提と明記されていますが、横領背任的行為態様であるという意味が込められています<sup>14)</sup>。一方、②の開示行為は、単に、図利加害目的であることのみが求められています。これは、データ取得者の事業活動への萎縮効果が及ばないように配慮したためです。具体的には、①使用行為については、「不正競争」とする行為を謙抑的に規定するため、「図利加害目的」に加え「任務違反」という要件を追加し、悪質性の高い横領・背任行為のみを不正競争としました。なお、ここでの「任務」とは、当事者間で限定提供データ保有者のためにするという委託信任関係がある場合をいうとされています<sup>15)</sup>。

## 6. 救済措置

限定提供データについては、当該データの不正取得・使用等に対し、差止請求（不競法第3条）、損害賠償請求（不競法第4条）、損害賠償額の推定規定等（不競法第5条）の民事上の救済が受けられます。

営業秘密については、悪質性の高い一定の行為は処罰の対象となり、刑事罰が規定されていますが（不競法第21条、22条）、限定提供データに係る不正競争行為については、刑事罰は規定されていません。この点、法改正における当初の議論では、外部者の管理侵害による取得等などの悪質性の高い行為について、民事措置だけでは抑止力が不十分などの理由で刑事罰を導

入すべきとの意見もありました<sup>16)</sup>。一方で、刑事罰導入にあたっては、規制行為について構成要件としての明確化を図る必要があることや、刑法（窃盗、詐欺等）や不正アクセス禁止法等といった他の刑罰法規との適用関係などを整理する必要があります。そこで、まずは民事措置を導入し、データ保有者自身による適切な管理の認識を高めつつ、その後の状況の変化に応じて刑事罰の導入を検討されるのがよいとの意見があり<sup>17)</sup>、今回の法改正では刑事罰の導入は見送られました。

## 7. おわりに

本稿では、平成30年度改正不競法の大きな論点の一つである限定提供データの制度について概観しました。今般の法改正を踏まえ、保有するデータの内容や取引実態等に応じて、適時適切なデータ保護の方策を検討していくことが肝要だと考えます。また、今後、諸外国のデータ保護制度との調和や、取引実態に応じた法制度やガイドラインの見直し等が望まれるところです。

本稿は2018年度フェアトレード委員会第1小委員会メンバーである、矢島崇史（東日本旅客鉄道）、添田雅人（日立製作所）、梶山正浩（スズキ）、堂前拓馬（ソニー）、朴昭蓮（富士ゼロックス）、増山智将（日鉄ソリューションズ）、宮田明（ヤフー）が執筆しました。

## 注 記

- 1) 経済産業省「不正競争防止法等の一部を改正する法律案」
- 2) 産業構造審議会 知的財産分科会 不正競争防止小委員会、「データ利活用促進に向けた検討中間報告」平成30年1月
- 3) 特許・実用新案審査ハンドブック 附属書B「特許・実用新案審査基準」の特定技術分野への適用例 5頁
- 4) 平成8年(ワ)第10047号、平成8年(ワ)第25582号 翼システム事件

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

- 5) 平成17年(ネ)第10049号 ヨミウリオンライン事件
  - 6) 前掲注2)
  - 7) 経済産業省「限定提供データに関する指針」平成31年1月23日 9頁
  - 8) 経済産業省 知的財産政策室「不正競争防止法平成30年改正の概要(限定提供データ, 技術的制限手段等)」
  - 9) 前掲注2)
  - 10) 経済産業省「不正競争防止法等の一部を改正する法律案 不正競争防止法改正の概要」平成30年4月
  - 11) 前掲注8) 9頁の図を加工して作成
  - 12) 前掲注2) 8頁図中, 9-10頁
  - 13) 前掲注2)
  - 14) 不正競争防止小委員会第8回議事録3頁
  - 15) 前掲注7) 32頁
  - 16) 産業構造審議会 知的財産分科会 不正競争防止小委員会「データ利活用の促進に向けた制度について」2017年9月13日 20頁
  - 17) 前掲注14) 20頁
- (原稿受領日 2019年9月2日)

